

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



発達障害（自閉スペクトラム症）

Key Word: 障害者雇用率、特例子会社、2005年 発達障害者支援法、自閉スペクトラム症、障害基礎年金

2023年5月8日(月)から朝日新聞に、発達障害でなくなる日という記事が連載になりました。

第1回目は、50歳の母親が、ある日、担任から電話を受けたという記事から始まりました

「授業中、クラスで周りにだれもないような雰囲気です座っています」

登校後もランドセルから教科書を出さず、授業中もうわの空。教室の移動も遅く、クラス全員を待たせることもあるという。

友達とのトラブルもたびたびあった。

3年生の時、休み時間中のドッジボールで、手加減することなく女子にボールを当てて泣かせてしまったことがあった。「自分がされたいやじゃないの」母が尋ねると、

「俺は悪くはない。ドッジボールのルールだから仕方がないし、自分だったら泣かない」と言い張った。

息子の行動を振り返って調べれば調べるほど、母親は悩んで、行政の窓口で相談し、東京都江戸川区にある児童精神科「まめの木クリニック」を紹介されました。

息子さんは、注意欠如・多動性(ADHD)と自閉スペクトラム症であると指摘されました。

次々に指示がでると注意力が散漫になる、ほかの人の立場に立って考えることが苦手、言葉を額面通りにとらえ、悪気はなくても周囲と違う行動を取ることがある-----。

思いがけない診断に母親は動揺した。以上が1回目の記事でした。

一方、私は、今年の夏に、クライアントのAさんが、20歳前の障害基礎年金を受給できるように書類作成に奮闘をしました。

Aさんの傷病名は発達障害の内の自閉症スペクトラム障害でした。

20歳前の障害基礎年金を受給できるようになるためには、多くの書類を準備しなければなりませんでした。

主なものを4つあげます。

①年金請求書(国民年金障害基礎年金)

②医師の診断書

③病歴・就労状況等申立書

④受診状況等証明書

③について、Aさんは、乳児期より人見知りがあり、後追いがなかった。乳児期は独り言が多く、一日中しゃべっていた。玄関のドアや壁などに落書きをすることがあった。ということでした。

・平成〇年4月1日地元の〇〇小学校に入学する。入学時は、普通学級でした。

3,4年の時に不登校になった。空き教室にいたことが多かった。

勉強が追い付かなかった。いじめはなかった。時間の流れがわからなかった。

給食の後に掃除の時間があったが、その流れが理解できなかった。

- 小学3年生の時、平成〇年9月6日に〇〇県立こども病院を受診した(初診日としていた)。平成〇年10月2日のこども病院作成の診断書によると、病名は、アスペルガー症候群であると書かれていました。以下略

発達障害

生まれながらの脳の機能障害が原因とされています。想像力や人とのやりとりに困難がある「広汎性発達障害」、落ち着きがない「注意欠陥・多動性障害(ADHD)」、読み書き計算という特定分野が困難な「学習障害(LD)」、などを言います。

広汎性発達障害のうち知的な遅れがない症状を高機能自閉症やアスペルガー症候群と言います。抜群の記憶力や感覚の鋭さで、研究や芸術分野で成功する人もいますと言われています。

2005年に発達障害者支援法が施行されました。その一部を見ると、早期の対応、ともに教育という用語が読み取れます。ただ、Aさんは、義務教育中、空き教室でいつも一人にされていたことが病歴・就労状況申立書から言えます。現場1人の教師だけの対応では、まったく意味がありません。

第6条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

第8条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。)が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。)及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

Aさんは、特例子会社で、ハーブの栽培等の仕事をしていました。Aさんの協会けんぽは、親会社発行のものでした。敷地内に、大きな建物があり、いくつもの特例子会社に分かれていました。有名なスポーツ用品の会社の特例子会社もありました。雇用契約書も親会社としていました。(特例的に子会社が雇用する労働者を親会社が雇用する労働者とみなす。)

現在、民間の障害者の法定雇用率は、2.3%です。来年4月以降は2.5%になります。

① これは、常時雇用している労働者の人数が120人の企業の場合は

$120 \times 2.3\% = 2.76$ 人 ここで、数学とは違って、小数点以下切り捨てになります。

つまり、2人以上の障害者の雇用の義務があります。

$\frac{2}{120} \times 100 = 1.6\%$ になります。

② 雇用の義務は会社として何人以上の従業員がいるときに該当するかは、

$\frac{1}{X} \times 100 = 2.3\% \quad X = 100 \div 2.3$

$X = 43.5$ 人以上の労働者を雇用する会社は、障害者の雇用が義務づけられます。